

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：旅客不定期航路事業の運賃及び料金設定（変更）届出
- ② 手続根拠：海上運送法第23条（第8条第1項前段準用（設定））  
海上運送法第23条（第8条第1項後段準用（変更））  
海上運送法施行規則第4条
- ③ 手続対象者：旅客不定期航路事業者
- ④ 提出時期：運航開始前（変更の場合は、変更実施予定日の1週間以上前）
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(4)に係る事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を所轄する地方運輸局へ提出
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 当該運賃及び料金を適用しようとする航路
  - (3) 当該運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の運賃又は料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
  - (4) 運賃及び料金の変更の届出の場合は、変更の予定期日
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：提出先となる所轄運輸局又は運輸支局へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局又は運輸支局へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局又は運輸支局へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部旅客課	087-825-1183
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：所轄地方運輸局

### 3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による